

**「佐賀県アルコール健康障害対策推進計画[第2期](案)」に対し意見表明
～飲酒運転撲滅のため、飲酒運転を繰り返す者への適切な支援に関し意見表明～**

一般社団法人日本損害保険協会九州支部佐賀損保会（会長：成田 浩章 損害保険ジャパン株式会社 佐賀支店長）では、2023年1月6日付で公表された「佐賀県アルコール健康障害対策推進計画[第2期](案)」の意見募集に対し、2月10日付で意見表明を行いました。

当該計画は、アルコール健康障害による現状や課題に対しアルコール健康障害対策を推進するため、2018年4月に「佐賀県アルコール健康障害対策推進計画（第1期）」を策定しており、策定から5年が経過したことから、国の動きやこれまでの施策の進捗状況を踏まえつつ、佐賀県の実情に即した取り組みを推進するために策定するものです。

佐賀損保会では、飲酒運転の撲滅に向けて、「飲酒運転撲滅に向けた取り組み」および「飲酒運転を繰り返す者への適切な支援」に関し、次のとおり意見表明をしております。

《主な意見内容》

○6頁～7頁 第1章4. 飲酒運転検挙及び飲酒運転による交通事故状況

貴県の人身交通事故件数（H24～R3）は、9,090件から3,506件へと10年間で4割弱まで逡減しております。また6頁にあるように同期間中の飲酒運転による人身交通事故発生件数は、期中変動はあるものの、36件から17件と5割弱の減少にとどまっております。関係機関においては、引き続き、飲酒運転の撲滅に向けた取り組みをお願いしたいと考えます。

なお、当該計画で対策を進める「アルコール健康障害」の中核的な症状であるアルコール依存症には飲酒運転を繰り返す者が多いことに着目し、単に警察における検挙に留まらず、適切な支援をしていく必要性について賛同いたします。

○17頁 第5章2（1）①ウ. 自動車教習所等における周知

自動車教習所等における「飲酒が運転に及ぼす影響等」※の教習、飲酒運転を原因とした取消処分者に対する飲酒に特化した講習が行われることに賛同します。

なお、既に実施済かもしれませんが、教習所においては、飲酒運転による刑事・民事・行政処分にも触れていただくこと、および取消処分者へは講習のみでなく、当該処分者の中から「アルコール健康障害」対策が必要な方を判別し、21頁第5章2（6）「①飲酒運転をした者に対する指導等」に記載する専門組織と連携した回復支援へつなげる態勢整備も合わせてお願いします。